加賀市霊苑(墓苑)墓地使用権承継の手続について

墓地使用権を承継する場合、次の書類が必要です。(シャチハタは使用しないでください。)

1 墓地使用権承継届

2 戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍(コピーしたものは不可)

- ① 死亡者の夫、妻、子が承継する場合
 - ・使用者(死亡者)の婚姻から死亡までが分かるもので、使用者(死亡者)の 夫(妻)および**子全員**の記載があるもの
- ② ①以外の人(死亡者の父母、兄弟姉妹など)が承継する場合
 - ・①の場合に必要な書類に加えて相続人全員の関係が分かるもの

3 承継者の住民票(コピーしたものは不可)

承継者個人のもので、世帯主および本籍の記載があるもの

※ 承継者が市外に在住の場合は、「代理人指定(変更・廃止)届」および代理人の 住民票(個人のもので、世帯主および本籍の記載があるもの)が必要です。

4 墓地使用権承継承諾書

相続人(代襲相続人を含む。)全員の署名および押印が必要です。

5 相関図

使用者(死亡者)および相続人(代襲相続人を含む。)全員を記載してください。

6 墓地使用許可証

許可証を亡失した場合は、「墓地使用許可証亡失届」が必要です。

7 誓約書

必ず承継者本人が署名および押印してください。

~ 墓地使用権の承継者は、使用者(死亡者)の相続人または縁故者です ~

【相続人】 配偶者(夫または妻)… 常に相続人になります。

<u>子</u> … 実子・養子を問いません。子が使用者よりも先に死亡している場合、 その子(孫)が代襲相続人になります。

直系尊属 … 使用者に子や孫(直系卑属)がいない場合、父母や祖父母が順番に相続人になります。

兄弟姉妹 … 使用者に子や孫(直系卑属)、父母や祖父母(直系尊属)がいない場合、兄弟姉妹が相続人になります。

【縁故者】 相続人でない親族などの縁故者も、使用者の遺言など特別な理由により、 承継者となることができます。